委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事·市区町村等	▼
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県	
3. 市区町村名	志賀町	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	:	120-2
6. 独自利用事務の対象者	不妊治療を受けている夫婦	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月15日	
8. 保護評価の実施の有無	無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		•

執行機関名 志賀町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	志賀町不妊治療費助成金交付要綱(平成28年志賀町告示第71号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第7の項
		志賀町不妊治療費助成金交付要綱(平成28年志賀町告示第71号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月30日法律第50号)第1条	志賀町不妊治療費助成事業実施要綱(平成28年告示第71号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(難病(発病の機構か明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者)に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって(国民保健の向上)を図ることを目的とする。	この告示は、(不妊治療を受けている夫婦)に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊で悩む夫婦の(経済的負担の軽減)を図り、もって少子化対策の推進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		志賀町不妊治療費助成事業実施要綱(平成28年告示第71号)